

● 減免制度のお知らせ ●

1 軽自動車税の減免対象について

新宿区では、納税義務者が、次の①又は②に該当する軽自動車等を所有している場合、若しくは③に該当する方が軽自動車等を所有している場合は、申請期限までに下記書類を提出していただくと、軽自動車税を減免します。

- ① 心身に一定の障害を有する方、又はその状態にある方と生計を一にする方が所有している軽自動車等で、当該障害を有する方の日常生活に使用する場合 ***一定の障害とは「3 障害の範囲について」をご覧ください。**
- ② 構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等
- ③ 生活保護法による扶助を受けている方

***①に該当する軽自動車等を所有していても、事業用又は営業用は減免対象外です。**

***①に該当する軽自動車等を複数所有している場合、又は軽自動車等と普通自動車を所有している場合は、いずれか1台のみを減免対象とします。**

2 手続について

初めて減免申請をする場合は、申請窓口に**減免を受けようとする理由を証明する書類**を添えた申告書を持参して下さい。

減免理由1-①の場合は、身体障害者手帳等に減免対象であることを記載します。

申請期限 納期限まで
 申請窓口 新宿区総務部税務課収納管理係 新宿区役所本庁舎 6階3番窓口 ☎ 03-5273-4139
 申請に必要なもの 軽自動車税減免申請書、軽自動車税納税通知書

減免を受けようとする理由を証明する書類

- 1-①は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、又は精神障害者保健福祉手帳のうち障害の種類に応じた手帳（カード型の方は別冊も）及び運転免許証
- 1-②は、身体障害者の利用に供する構造であることの記載がある自動車検査証
または、構造変更を行ったことがわかる車両の写真（構造・ナンバーが写っているもの）
- 1-③は、保護受給証明書

3 障害の範囲について

身体障害者手帳及び戦傷病者手帳をお持ちの方

障害の区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢不自由	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	及び第1款症から第3款症までの各 項症
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 移動機能障害	1級及び2級 1級から6級までの各級
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級及び5級	
心臓機能障害 腎臓機能障害 吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸の機能障害	1級、3級及び4級	
音声機能障害又は言語機能障害	3級 (口頭摘出に係わるものに限る)	特別項症から第2項症までの各項症 (口頭摘出に係わるものに限る)
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 肝機能障害	1級から4級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症

愛の手帳をお持ちの方

総合判定	1度から3度までの各度 (療育手帳はA(重度))
------	-----------------------------

精神障害者福祉保健手帳をお持ちの方

障害等級	1級(精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限る)
------	---------------------------